

「人事院規則 21—0（国と民間企業との間の人事交流）の一部を改正する 人事院規則の案」の概要

平成30年8月10日
人材局企画課

1 趣旨

官民人事交流制度は、公務の公正性に対する国民の信頼を確保するための一定の基準（交流基準）に則りつつ人事交流を実施することで、

- ① 国の行政を進めていく上で重要な役割を担うことが期待される国家公務員を民間企業に派遣し、その企業の実務を経験させることを通じて、効率的・機動的な業務遂行の手法を身に付けさせるとともに、民間企業の実情をよく理解させることにより、行政の課題に柔軟かつ的確に対応するために必要な知識・能力を持つ人材を育成すること
- ② 民間企業における実務経験を通じて、効率的・機動的な業務遂行の手法を身に付けている者を国家公務員として採用して職務に従事させることにより、国の行政を活性化させること

を目的としている。

国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成11年法律第224号）では、人事交流の対象となる民間企業として、株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、信用金庫、相互会社を規定するとともに、これら以外にも①と②の目的を達成するために適切であると認められる法人として人事院規則で定める法人と人事交流をすることができることとしている。

今般、人事院において、各府省の要望等を踏まえ、制度趣旨に照らして検討したところ、信用協同組合及び信用協同組合連合会については、資本金は主に組合員（信用協同組合連合会においては会員信用組合）からの出資金で構成され、融資などの金融事業により自立した経営が行われていることから、①と②の目的を達成するために適切な法人であると認められるため、これらの法人を官民人事交流の対象企業として定めるため、人事院規則21—0を改正して、これらを対象に追加する。

2 改正の内容

国と民間企業との間の人事交流に関する法律第2条第2項第4号の人事院規則で定める法人として、信用協同組合及び信用協同組合連合会を定めること。

3 施行期日

公布の日から施行する。